主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人前田武行、同本永寛昭、同組原洋、同三宅俊司の上告理由第一につい て

憲法二二条一項にいわゆる職業選択の自由も、公共の福祉の要請がある限り制限され得るものであるところ、道路運送法(平成元年法律第八三号による改正前のもの)九八条二項、二四条の三の規定が、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業を経営する者において有償で旅客を運送することを禁止しているのは、道路運送事業の適正な運営を確保し、道路運送に関する秩序を確立するために必要かつ合理的な制限というべきであって、右規定が憲法二二条一項に違反するものでないことは、最高裁昭和三五年(あ)第二八五四号同三八年一二月四日大法廷判決(刑集一七巻一二号二四三四頁)の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。また、その余の違憲の主張は、右と異なる見解を前提とするものであって、失当である。論旨は、採用することができない。

同第二について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論 の違法はない。論旨は、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 貞 家 克 己

裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	佐	藤	庄 市	郎
裁判官	可	部	恒	広 佳